

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年6月10日
(平成28年5月受付分)



平成28年5月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計12件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆スマホの「フリマアプリ」でトラブル？

●事例①：

娘がスマートフォン（以下スマホ）でフリーマーケットのアプリ（以下フリマアプリ）をダウンロードし、1カ月で500点以上、合計約300万円の商品を親のクレジットカードで購入していた。

（中学生＜女性＞の母親からの相談）

●事例②：

スマホのフリマアプリで「新品。未使用でタグ付き」と表示されていた洋服を購入した。しかし、届いた商品はどう見ても中古品で、

破れもあり、服のタグは実物と素材もサイズも異なっていた。（大学生 女性）



✔アドバイス

- 「フリマアプリ」とは、スマホやタブレット上で実際の「フリーマーケット」のように商品の出品、購入ができるアプリケーションで、若い世代を中心に使われています。
- フリマアプリでは、代金のやり取りが運営会社を通して行われ、商品が買い手に到着した後に出品者に運営会社から代金が支払われるシステムになっていることが多いようです。
- しかし、簡単に商品購入ができることから、想像以上に高額な買い物になってしまうケースもあります。日ごろからスマホの利用ルールについて親子で決めておくことが大切です。
- トラブルが発生しても、運営会社の規約に規定がなければ解決は個人間の話し合いに委ねられ、返金等が困難になる場合もあります。フリマアプリをダウンロードする際は、規約等をよく読み、理解したうえで慎重に利用しましょう。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第74号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
17	高校生の息子の携帯電話に、サイトの利用料が未納になっているとメールが届いた。どうしたらよいか。
19	未成年の息子が「スマホでメールを送ればお金がもらえる」と書かれたサイトに登録して登録料を支払った。メールを送っても約束通りお金がもらえなかったので、返金してもらえるか。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時（祝日、年末年始は除く）